

平成27年度 第2回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

平成27年7月30日(木) 13時30分~

市役所3階 301・302会議室

1 委嘱状の交付

2 市長挨拶

3 会長及び副会長の選出

4 会長・副会長挨拶

5 自己紹介

6 諸 問

7 報 告

平成26年度公文書公開状況及び個人情報開示状況について

8 議 事

(諮問事項) ①臨時福祉給付金・子育て世代臨時特例給付金事業実施に係る個人情報の目的外利用及び外部提供について

②一定以上所得者の介護サービスの利用に係り、事業所へ利用者負担割合を外部提供することについて

9 その他 ①恵庭市個人情報保護条例の一部改正について

②特定個人情報保護評価書について

③前回の諮問・答申事項に係る運用状況の報告

10 閉 会

平成26年度 公文書公開・個人情報開示請求件数

■公文書公開請求及び決定の状況

実施機関	請求件数	公開請求に対する決定内容						不服申立て
		公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ	存否応答拒否	
市長	27	18	6	0	0	3	0	0
議会	1	1	0	0	0	0	0	0
教育委員会	3	2	1	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	4	2	2	0	0	0	0	0
消防長	5	5	0	0	0	0	0	0
計	40	28	9	0	0	3	0	0

■個人情報開示請求及び決定の状況

実施機関	請求件数	開示請求に対する決定内容						不服申立て
		全部開示	一部開示	非開示	不存在	取下げ	存否応答拒否	
市長	70	69	1	0	0	0	0	0
計	70	69	1	0	0	0	0	0

※公開、開示請求のなかった実施機関は掲載を省略しました。

個人情報保護制度運営審査諮詢問書

第 号

平成 年 月 日

様

恵庭市長 原 田 裕 印

恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮詢いたします。

諮詢事項の区分	<input type="checkbox"/> 本人以外のものからの収集(第7条第3項第6号) <input type="checkbox"/> 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集(第7条第5項第2号) <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用(第9条第1項第4号) <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供(第9条第1項第4号) <input type="checkbox"/> オンライン結合による提供(第10条第2項) <input type="checkbox"/> 開示をしないことができる個人情報の判断(第18条第5号)
諮詢事項に係る個人情報の件名又は内容	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事業実施にかかる個人情報目的外利用及び外部提供 別紙のとおり
諮詢内容	平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、政府が低所得者対策として暫定的・臨時的な給付措置として臨時福祉給付金事業を実施する。また併せて消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から臨時的に子育て世帯臨時特例給付金事業を行うもので児童手当の上乗せではなく臨時福祉給付金と類似の給付金として支給する。 以上の事業を実施するため関係データ情報の目的外利用および一部外部提供(業者へのデータ抽出の依頼に使用)をするものです。 別紙のとおり
主管課	別紙のとおり

個人情報の件名及び諮詢内容一覧

諮詢事項に係る個人情報の件名又は内容	諮詢内容	主管課
平成27年度の住民税情報。平成27年度の課税・非課税・未申告対象者情報	市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)の確認に際し個人情報目的外利用する	税務課
児童手当の受給者	子育て世帯臨時特例給付金は、基準日(平成27年5月31日)における住所地の市町村が、平成27年6月分の児童手当受給者に対して支給することを基本とするため、受給者・対象児童情報及び口座情報について個人情報目的外利用する	子ども家庭課
母子生活支援施設に入所している児童等及び保護者	基準日(平成27年1月1日及び平成27年5月31日)時点で措置入所に該当している場合には、保護者の扶養親族等ではないものとみなして給付金の支給に関する審査を行うため、個人情報目的外利用及び外部提供する	子ども家庭課
障害者虐待防止法の規定による措置入所者及び養護者	基準日(平成27年1月1日)時点で措置入所等障害者に該当している場合には、養護者の扶養親族等ではないものとみなして給付金の支給に関する審査を行うため、個人情報目的外利用及び外部提供する	障がい福祉課
障害者総合支援・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による入所措置が採られている入所児童及び保護者	基準日(平成27年1月1日及び平成27年5月31日)時点で措置入所に該当している場合には、保護者の扶養親族等ではないものとみなして給付金の支給に関する審査を行うため、個人情報目的外利用及び外部提供する	障がい福祉課
高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に関する法律の規定による措置入所者及び養護者	基準日(平成27年1月1日)時点で措置入所等高齢者に該当している場合には、養護者の扶養親族等ではないものとみなして給付金の支給に関する審査を行うため、個人情報目的外利用及び外部提供する	介護福祉課

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金 事業概要

臨時福祉給付金

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施。

●支給対象者

基準日（平成 27 年 1 月 1 日）において、恵庭市に住民登録されている方で平成 27 年度分（平成 26 年中）の市民税（均等割）が課税されていない方（市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族及び生活保護受給者は除く）

●支給額

- ・1 人につき 6,000 円

●扶養関係に関わらず支給対象となる可能性がある者

配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在恵庭市にお住まいの方

児童福祉施設に入所している児童等で、現在恵庭市にお住まいの方

障害者や高齢者で虐待を受け、入所措置が採られている方で、平成 27 年 1 月 1 日時点で住民票が恵庭市にある方

子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施。

●支給対象者

基準日（平成 27 年 5 月 31 日）において平成 27 年 6 月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者及び要件を満たす者

●対象児童

支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童

●支給額

対象児童 1 人につき 3,000 円

●平成 27 年 6 月分の児童手当の受給の有無に関わらず支給対象となる可能性がある者

配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在恵庭市にお住まいの方

児童福祉施設に入所している児童等で、現在恵庭市にお住まいの方

臨時福祉給付金については下記に該当する方は対象外となります。

- ・平成 27 年 1 月 1 日から支給決定がされる前の間に亡くなられた場合
- ・生活保護制度の被保護者
- ・中国残留邦人等に対する支援給付の受給者（生活保護被保護者に準ずる）
- ・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者（所管庁 厚生労働省）
- ・ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者（所管庁 厚生労働省）
- ・外国人の方で、短期滞在者及び不法滞在者

恵庭市個人情報保護条例の一部改正について（概要）

1 条例改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が制定され、すべての国民に「個人番号」が付番されることとなりました。「個人番号」は個人情報に該当するため、恵庭市個人情報保護条例の規定が適用されますが、マイナンバー法は、「個人番号」をその内容に含む「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について、より厳格な保護措置を講ずることを求めていることから、これに対応するために恵庭市個人情報保護条例の一部を改正します。

2 条例改正の内容

1) 定義の追加【第2条】

個人情報の定義の改正、特定個人情報、情報提供等記録及び保有特定個人情報の定義を追加した。

2) 利用目的以外の目的での利用及び提供の制限に関する規定【第9条及び第9条の2】

特定個人情報についての利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報より厳格に利用が許容される例外事由を限定して規定した。

3) 開示・訂正・利用停止に関する規定

【第13条、第14条、第19条、第20条及び第21条】

特定個人情報については本人の関与について一層の保護が必要であることから、本人、法定代理人及び任意代理人に対しても開示、訂正等の請求ができるよう規定した。

4) 存否を明らかにしない決定を追加【第18条の2】

開示請求等に対し請求対象の個人情報の存否自体を明らかにすることなく開示請求を拒否することができる規定を設けた。存否自体が明らかになることにより、不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることがあるため、それを保護しようとするものである。（例：DV被害者の所在等）

5) 利用停止の請求に関する規定【第19条の2、第20条、第21条及び第23条】

番号法では、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち特に不適切な場合に利用停止請求を認めているため、個人情報保護条例においても同様の措置を講じるものである。

現行条例第23条において「是正の申出」としていた規定を文言整理し、第19条の2において「利用停止の請求」として規定し直し、第23条は“削除”とした。

6) 開示手数料等の減免に関する規定【第22条】

訂正、削除、利用停止については、開示請求の閲覧等と同様に無料として規定した。

7) 他の法令等との調整に関する規定【第27条】

特定個人情報については、他の法令等に定めがある場合も番号法に基づくマイ・ポータルを通じた開示を可能とする必要があるため、本条の適用除外とした規定を置いた。

8) 訂正の通知先に関する規定【第21条の2及び第21条の3】

個人情報及び特定個人情報を訂正した場合に、その個人情報及び特定個人情報の提供先等に通知することを規定した。

9) 文言整理等【7条、9条、第16条、第18条、第24条及び第30条】

今回の条例の改正に合わせて「一に」を「いずれかに」改め、「の各号」を削る等の文言整理及び今回の改正に伴う文言の修正を行った。

3 一部改正条例の施行日

特定個人情報の取扱いについての規定は番号法附則第1条本文に定める日（平成27年10月）から、情報提供等記録の取扱いについての規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の日（平成29年1月）から、それ以外の規定は公布の日から施行する。

4 一部改正条例

別紙の新旧対照表のとおり

恵庭市個人情報保護条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）<u>個人情報</u> 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものをいう。ただし、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）<u>個人情報</u> 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたもの及び特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報をいう。</p> <p>（4）<u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（5）<u>情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>（6）<u>保有特定個人情報</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p>

現行	改正案
<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の一に_____該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の一に_____該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報 _____を実施機関内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のもの</p>	<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の<u>いづれかに</u>該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の<u>いづれかに</u>該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報 <u>(保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)</u>を実施機関内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のもの</p>

現行	改正案
<p>～提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号の一に_____該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>～提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号の<u>いづれかに</u>該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(保有特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p><u>第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(保有特定個人情報の提供の制限)</u></p> <p><u>第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいづれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u></p>

現行	改正案
<p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該委託された事務の範囲内でのみ個人情報を<u>取扱う</u>ものとし、実施機関が行うのと同様に、細心の注意をもって適正な管理に努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示を請求できる者)</p> <p>第13条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報_____の開示(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。</p> <p>2 特別な理由があると実施機関が認める場合は、本人に代わって、代理人_____が前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の方法)</p>	<p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該委託された事務の範囲内でのみ個人情報を<u>取り扱う</u>ものとし、実施機関が行うのと同様に、細心の注意をもって適正な管理に努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示を請求できる者)</p> <p>第13条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報(<u>保有特定個人情報を含む</u>。次項及び次条から第18条の3までにおいて同じ。)の開示(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。</p> <p>2 特別な理由があると実施機関が認める場合は、本人に代わって、代理人(<u>保有特定個人情報の場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</u>)が前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の方法)</p>

現行	改正案
<p>第14条 (略)</p> <p>2 開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人_____であることを明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>2 開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人<u>（保有特定個人情報の場合にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）</u>であることを明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p>
<p>第15条 (略)</p> <p>(開示の方法)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>(開示の方法)</p>
<p>第16条 (略)</p> <p>2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の物に記録されている個人情報 <u>前各号</u>に規定する方法に準じた方法</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の物に記録されている個人情報 <u>前3号</u>に規定する方法に準じた方法</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第17条 (略)</p> <p>(開示しないことができる個人情報)</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>(開示しないことができる個人情報)</p>

現行	改正案
<p>第18条 実施機関は、第13条の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報が次の各号の一に該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第18条 実施機関は、第13条の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報が次の各号の<u>いづれか</u>に該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(存否を明らかにしないことができる個人情報)</u></p> <p><u>第18条の2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する(以下「存否を明らかにしない決定」という。)ことができる。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前項の規定を適用した場合には、審査会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 第15条第3項の規定は、存否を明らかにしない決定に準用する。</u></p>
<p><u>第18条の2 (略)</u></p> <p><u>(訂正を請求できる者)</u></p> <p><u>第19条 実施機関が保有する自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正(削除を含む。以下同じ。)を請求(以下「訂正請求」という。)することができる。</u></p>	<p><u>第18条の3 (略)</u></p> <p><u>(訂正又は削除の請求)</u></p> <p><u>第19条 何人も、自己の情報について事実の記録に誤りがあると認めるとときは、実施機関に対して、当該自己の情報の訂正を請求することができる。</u></p>

現行	改正案
<p>2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。</p>	<p>2 何人も、第7条第1項の規定による制限を超え、又は第7条第2項及び第3項の規定に違反して自己に関する個人情報(自己に関する保有特定個人情報を除く。この項において同じ。)が収集されたと認めるとときは、実施機関に対して当該自己に関する個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 何人も、自己に関する保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第7条第1項の規定による制限を超えて収集されたとき。 (2) 第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されたとき。 (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。 (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第2項第3号において同じ。)に記録されているとき。 (5) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。 <p>4 第13条第2項及び第14条第2項の規定は、訂正又は削除の請求について準用する。</p> <p>(利用停止の請求)</p> <p>第19条の2 何人も、実施機関が第9条第1項の規定に違反して自己</p>

現行	改正案
<p>(訂正請求の方法)</p> <p>第 20 条 <u>訂正請求を</u> <u>しようとする者(以下「訂正請求者」という。)</u>は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>	<p><u>に関する個人情報の目的外利用及び外部提供をしようとして、又はしていると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する個人情報の目的外利用及び外部提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>何人も、自己に関する保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の利用停止を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されたとき。</u></p> <p>(2) <u>番号法第 20 条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u></p> <p>(3) <u>番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</u></p> <p>(4) <u>番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき。</u></p> <p>3 <u>第 13 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定は、利用停止の請求について準用する。</u></p> <p>(訂正若しくは削除又は利用停止の請求の方法)</p> <p>第 20 条 <u>訂正若しくは削除又は利用停止の請求を</u> <u>しようとする者(以下「訂正等請求者」という。)</u>は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 訂正_____を求める箇所及び内容</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 訂正請求者は、実施機関に対して、当該訂正_____を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、<u>訂正請求者</u>について準用する。</p> <p><u>(訂正請求に対する決定等)</u></p> <p>第21条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に必要な調査を行い、<u>訂正請求に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定</u>をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、<u>前項の訂正をする旨の決定</u>をしたときは、速やかに<u>訂正請求に係る個人情報の訂正</u>をしたうえ、<u>訂正請求者</u>に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の<u>訂正をしない旨の決定</u>をしたときは、<u>訂正請求者</u>に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該書面にその理由を付記しなければならない。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 訂正<u>若しくは削除又は利用停止</u>を求める箇所及び内容</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 訂正等請求者は、実施機関に対して、当該訂正<u>若しくは削除又は利用停止</u>を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 第14条第2項の規定は、<u>訂正等請求者</u>について準用する。</p> <p><u>(訂正若しくは削除又は利用停止の請求に対する決定)</u></p> <p>第21条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に必要な調査を行い、<u>訂正若しくは削除又は利用停止の請求に対する許諾を決定</u>をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、<u>前項の決定</u>をしたときは、速やかに<u>当該個人情報の訂正若しくは削除又は利用停止</u>をしたうえ、<u>訂正等請求者</u>に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の<u>訂正若しくは削除又は利用停止をしない旨の決定</u>をしたときは、<u>訂正等請求者</u>に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該書面にその理由を付記しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の規定による通知を行った後、遅滞なく当該個人</p>

現行	改正案
<p>4 第 15 条第 4 項及び第 5 項の規定は、<u>訂正請求</u>に対する決定について準用する。</p>	<p><u>情報の訂正若しくは削除又は利用停止の内容及び処理結果を審査会に報告しなければならない。</u></p> <p>5 第 15 条第 4 項及び第 5 項の規定は、<u>訂正若しくは削除又は利用停止の請求</u>に対する決定について準用する。</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p><u>第 21 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報(情報提供等記録を除く。)の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p><u>第 21 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p>
<p>(費用の負担)</p> <p>第 22 条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴又は訂正若しく</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第 22 条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴又は訂正若しく</p>

現行	改正案
<p>は是正等については、無料とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(是正の申出)</p> <p><u>第23条 実施機関が自己に関する個人情報を不適正に取り扱っていると認める者は、実施機関に対して、その取扱いのは是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。</u></p> <p>2 <u>是正の申出をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>不適正であると認める個人情報の取扱い</u></p> <p>(3) <u>是正を求める内容</u></p> <p>(4) <u>その他実施機関の定める事項</u></p> <p>3 <u>実施機関は、前項の申出書を受理したときは、遅滞なく必要な調査を行い、当該是正の申出をした者に対し、当該是正の申出に係る個人情報の取扱いを是正する旨又はしない旨を、書面により通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>実施機関は、前項の規定による通知を行った後、遅滞なく当該是正の申出の内容及び処理結果を審査会に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第13条第2項及び第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。</u></p>	<p>は削除又は利用停止については、無料とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第23条 削除</u></p>

現行	改正案
<p>(不服申立て)</p> <p>第 24 条 実施機関は、第 15 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の決定について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならない。ただし、次<u>各号</u>に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該不服申立てに係る個人情報の全部若しくは一部を非開示とする決定<u>又は訂正請求に対して訂正</u> _____をしない旨の決定を取り消したとき。</p>	<p>(不服申立て)</p> <p>第 24 条 実施機関は、第 15 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の決定について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定をしなければならない。ただし、次<u>各号</u>に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該不服申立てに係る個人情報の全部若しくは一部を非開示とする決定<u>若しくは存否を明らかにしない</u>決定<u>又は訂正</u><u>若しくは削除</u><u>又は利用停止</u>をしない旨の決定を取り消したとき。</p>
<p>第 25 条～第 26 条 (略)</p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第 27 条 法令等に、個人情報_____の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正若しくは削除_____に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによるものとする。</p>	<p>第 25 条～第 26 条 (略)</p> <p>(他の法令等との調整)</p> <p>第 27 条 法令等に、個人情報<u>(保有特定個人情報を除く。)</u>の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正若しくは削除<u>又は利用停止</u>に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによるものとする。</p>
<p>第 28 条～第 29 条 (略)</p>	<p>第 28 条～第 29 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(市長の調整)</p> <p>第 30 条 市長は、この条例による個人情報保護制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認められるときは、他の実施機関に対し、個人情報の開示又は訂正_____に関し、報告を求め、又は助言することができる。</p>	<p>(市長の調整)</p> <p>第 30 条 市長は、この条例による個人情報保護制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認められるときは、他の実施機関に対し、個人情報の開示又は訂正<u>若しくは削除又は利用停止</u>に関し、報告を求め、又は助言することができる。</p>
第 31 条 (略)	第 31 条 (略)

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	恵庭市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に關しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

平成27年2月10日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>恵庭市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	(1)住民記録システム(既存住民基本台帳システム) (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)団体内統合宛名システム (4)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル、(2)本人確認情報ファイル、(3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) <ul style="list-style-type: none"> 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) :なし * 住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない</p>			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	恵庭市生活環境部市民課			
②所属長	市民課長 大嶋 克幸			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	恵庭市(総務部総務課) 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	恵庭市(生活環境部市民課) 061-1498 恵庭市京町1番地 0123-33-3131			

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p style="text-align: right;">[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p style="text-align: right;">[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務(賦課、徴収及び調査等)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市長は、地方税に関する事務(賦課、徴収及び調査等)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

平成27年2月20日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務(賦課、徴収及び調査等)
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税法に基づき地方税を賦課及び徴収している。また、賦課及び徴収に必要な調査を行っている。 税務課及び納税課で取り扱う事務に関する証明書を発行している。 他の行政機関からの照会に対して回答する。また、課税資料の閲覧に応じている。 惠庭市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> 課税・非課税の住民に関する情報管理 課税根拠資料に係る個人特定及び管理 所得及び控除の管理 課税標準額及び税額の算出 各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 扶養関係情報の管理 各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書及び課税明細書等の通知書の発行 各種税目及び納税に関する証明書等の発行 税目ごとの口座登録 滞納整理に係る個人の特定及び管理 督促状の発送 地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 地方税法第294条第3項、第354条の2、第450条第1項に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。
③システムの名称	市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、宛名管理システム、滞納管理システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 市民税システムファイル 2. 宛名管理ファイル 3. 固定資産税システムファイル 4. 軽自動車税システムファイル 6. 収納管理システムファイル 7. 滞納管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 10, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 (27, 28の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 財務室 税務課・納税課
②所属長	税務課長 青山 猛広 納税課長 小林 勉

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先 恵庭市(総務部総務課) 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 恵庭市(総務部財務室税務課・納税課) 061-1498 恵庭市京町1番地 0123-33-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p style="text-align: right;">[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p style="text-align: right;">[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	恵庭市 国民年金関連事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正使用等への対策として、業務委託契約に個人情報の保護及び取扱に関する事項を規定して万全を期している。
------	---

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

平成27年5月28日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①住民からの被保険者資格取得届、転入届に基づき、個人を単位とする国民年金加入資格得喪情報等を記録した被保険者管理簿を作成</p> <p>②転居届、転出届、出国届等の届出又は職権に基づく被保険者名簿への住民記録情報の記載、消除又は記載の修正・変更</p> <p>③被保険者の正確な記録を確保するための措置</p> <p>④保険料納付困難者からの免除申請受付</p> <p>⑤老齢基礎年金ほか請求手続きに関する受付</p> <p>⑥年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供</p> <p>⑦年金受給権者の死亡に係る届出、裁定請求等の受付</p> <p>⑧受理した届書等を日本年金機構への送付進達及び厚生労働大臣への報告</p>
③システムの名称	(1)国民年金システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1項番31
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(48, 50の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	恵庭市生活環境部市民課
②所属長	市民課長 大嶋 克幸
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	恵庭市(総務部総務課) 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	恵庭市(生活環境部市民課) 061-1498 恵庭市京町1番地 0123-33-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p style="text-align: right;">[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p style="text-align: right;">[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

個人情報保護制度運営審査諮詢問書

第 号
平成 年 月 日

様

恵庭市長 原 田 裕 印

恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮詢いたします。

諮詢事項の区分	<input type="checkbox"/> 本人以外のものからの収集(第7条第3項第6号) <input type="checkbox"/> 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集(第7条第5項第2号) <input type="checkbox"/> 目的外利用(第9条第1項第4号) <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供(第9条第1項第4号) <input type="checkbox"/> オンライン結合による提供(第10条第2項) <input type="checkbox"/> 開示をしないことができる個人情報の判断(第18条第5号)
諮詢事項に係る個人情報の件名又は内容	一定以上所得者の介護サービスの利用に係り、事業所へ利用者負担割合を外部提供することについて
諮詢内容	平成27年8月1日から介護保険法及び関係法令の一部改正により、介護サービス費の利用者負担を一律1割としていたものが、一定以上所得者には2割の負担を求めるようになりました。 負担割合は、市が被保険者に負担割合証を送付することで通知しております。 現状では、指定介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所が利用者の負担額を算定するため被保険者本人に負担割合証の提示を求めていますが、紛失等により確認できない場合は、当該事業所から市への請求に基づき被保険者の負担割合の外部提供をするものです。 8月1日の負担割合の切り替え時には、約2,700名の対象者全員へ通知するため、本人の同意により対応することが困難であり、市からの外部提供が必要となります。 また、今後についても被保険者本人に負担割合証の提示を求めるが、それが難しい場合は市からの外部提供により対応するものです。
主管課	介護福祉課

平成27年
8月から



一定以上の所得のある方は、 サービスを利用した時の負担割合 が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまで所得にかかわらず一律にサービス費の1割でしたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくことになります。

Q 2割負担になるのはどういう人ですか？

A 65歳以上の方で、合計所得金額^{※1}が160万円以上の方です（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）^{※2}。

ただし、合計所得金額^{※1}が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯^{※3}で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{※4}」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2 これは、65歳以上の方のうち所得が上位20%（全国平均）に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されます。

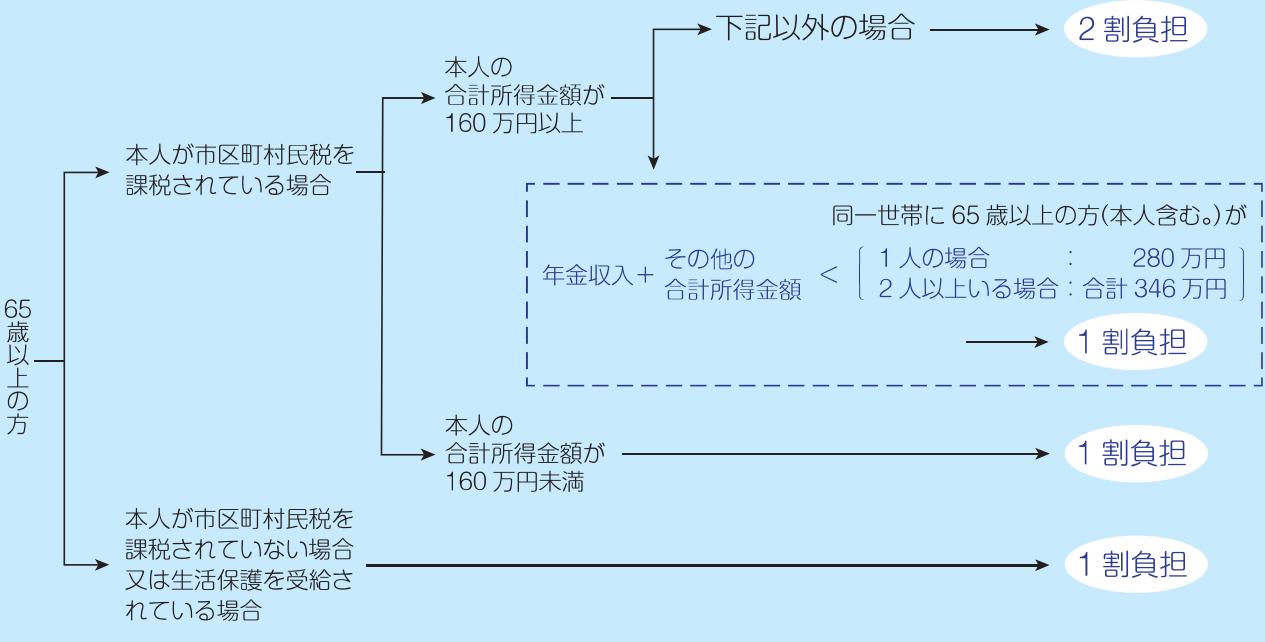
※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※4 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



厚生労働省

〈利用者負担の判定の流れ〉



Q いつから2割になるのですか？

A 平成27年8月1日以降にサービスをご利用されたときからです。

Q 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

A 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧下さい。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用することは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証			
交付年月日 年 月 日			
被保険者	番号		
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女
利用者負担の割合	適用期間		
割	開始年月日	平成 年 月 日	
終了年月日	平成 年 月 日		
割	開始年月日	平成 年 月 日	
終了年月日	平成 年 月 日		
保険者番号 並びに保険者 の名称及 び印			

※負担割合証はイメージです。

